

4 文 企 調 第 3 号
令和 4 年 4 月 1 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
殿

文化庁企画調整課長
(併) 博物館振興室長 平山 直子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学芸員養成課程に係る博物館実習の
実施について (通知)

この度、令和4年度に博物館に関する科目を開設している各国公私立大学に対し、別添のとおり博物館実習の実施について通知いたしました。

博物館実習のうち、特に館園実習（以下「実習」という。）は、これまで実習生が学んできた内容を現場で実際に経験することで、博物館の理念や設置目的、業務の流れ等に対する理解を深めると同時に、博物館資料の取扱や教育普及活動、来館者対応等実務の一端を担うことにより、学芸員としての責任感や社会意識、博物館で働く心構えの涵養につながるものであり、学芸員養成に当たっては必須の単位となっております。

博物館実習は、質の高い学芸員を養成する上で非常に重要な課程であり、博物館にとって重要な人材である学芸員が必要とされる課程を経験しないまま養成されることは、今後の博物館の運営にとっても大きな影響を及ぼすと考えられます。このため、地域の感染状況を踏まえ、実習の実施に御協力いただくようお願いいたします。

また、本件について、貴所管の公立・私立博物館（博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。）に広く周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)
文化庁企画調整課博物館振興室
博物館人材養成係
TEL 03-5253-4111 (内線 4772)
E-mail museum@mext.go.jp